平成２２年（フ）第８５１号
大阪府枚方市中宮北町１番37―203号、申立時の住所京都府京都市伏見区納所町580番地ディオ・フェルティ淀桂川1001号
債務者　葛西　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７４号
京都市伏見区桃山町和泉29番地１　エクレール桃山御陵206号
債務者　坂　　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４４号
京都市西京区山田出口町33番地　レーベン山口205
債務者　佐川　琢麻
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
広島県呉市三条３丁目11番20号
債務者　杉本　清昭
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第９６号
広島県呉市広長浜３丁目３番８号
債務者　石井　知江
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第９９号
広島県呉市安浦町内海南４丁目２番18号
債務者　松浦　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０２号
広島県呉市阿賀北６丁目２番11―102号
債務者　田中美由紀（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０３号
広島県呉市安浦町水尻１丁目10番43号
債務者　渡川　恭照
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０４号
広島県呉市本通４丁目10番25号
債務者　祝　紀代子（旧姓木立）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０６号
広島県呉市川尻町西１丁目24番33号
債務者　武信　螢子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０７号
広島県呉市広小坪１丁目26番２―201号
債務者　惠木　将徳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２０号
佐賀県伊万里市松島町971番地
債務者　谷﨑　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２４号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5272番地２
債務者　田中　一廣
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３４号
大分県別府市大字南立石1831番地の10　アンソレイエＫ401号
債務者　久知良　徹
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０４号
大分市中央町４丁目２番27号　西部ビル505
債務者　辻　　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字下里944番地５　２Ｆ
債務者　前里　秀正
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市平良下里228番地１　県営平良団地７棟102号
債務者　下地　賢晃
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１６２号
長野県須坂市明徳28番地５
債務者　藤澤惠美子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係